

職場の労働問題でお困りの方へ

～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。

～まずは相談したい方～

熊本労働局	総合労働相談コーナー	1P
	雇用環境・均等室	2P
	職業安定部	3P
熊本県	くまジョブ（熊本県しごと相談・支援センター）	4P
日本司法支援センター	法テラス熊本	6P
熊本県弁護士会	法律相談センター	7P
熊本県司法書士会	総合相談センター	8P
日本産業カウンセラー協会		9P
熊本県社会保険労務士会	総合労働相談	10P

～紛争解決制度を利用したい方～

熊本労働局	総合労働相談コーナー	1P
	雇用環境・均等室	2P
	職業安定部	3P
熊本県	熊本県労働委員会	5P
熊本県弁護士会	紛争解決センター	7P
熊本県司法書士会	調停センター	8P
日本産業カウンセラー協会	ADRセンター	9P
熊本県社会保険労務士会	解決センター熊本	10P

～裁判、労働審判等を利用したい方～

熊本県弁護士会	7P
簡易裁判所、地方裁判所	11P

発行：熊本県個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会事務局
 〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階
 熊本労働局雇用環境・均等室 電話096-352-3865

令和6年10月現在


	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
熊本労働局 (総合労働相談コーナー)	熊本労働局総合労働相談コーナー 〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局雇用環境・均等室内 Tel: 096-312-3877	総合労働相談コーナー における 情報提供・相談	【制度概要】 解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせ(パワハラ)など、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けております。
	各署総合労働相談コーナー		【費用】 無料
	【熊本労働基準監督署内】 〒862-8688 熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎5階 Tel: 096-206-9829 受付時間: 8:30~17:00 【八代労働基準監督署内】 〒866-0852 八代市大手町2-3-11 Tel: 0965-32-3151 受付時間: 9:00~16:30		【相談方法】 電話又は面談。原則として、予約不要。局コーナーは、ご予約をお勧めしています。
	【玉名労働基準監督署内】 〒865-0016 玉名市岩崎273 玉名合同庁舎5階 Tel: 0968-73-4411 受付時間: 9:00~16:30	熊本労働局長 による 助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、熊本労働局が、紛争当事者に対し、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。
	【人吉労働基準監督署内】 〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1 Tel: 0966-22-5151 受付時間: 9:00~16:30	熊本紛争調整委員会 による あっせん	【費用】 無料
	【天草労働基準監督署内】 〒863-0050 天草市丸尾町16-48 Tel: 0969-23-2266 受付時間: 9:30~17:00		【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、熊本労働局長から委任を受けた熊本紛争調整委員会(弁護士、社会保険労務士等の委員で構成)から選任されたあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。
【菊池労働基準監督署内】 〒861-1306 菊池市大琳寺236-4 Tel: 0968-28-2665 受付時間: 9:30~17:00	長い時間と多くの費用を要する裁判に比べ、手続きが迅速かつ簡便です。紛争当事者間であっせん案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、あっせんを申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。		
【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の解決 援助サービス!	【費用】 無料		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
熊本労働局 (雇用環境・均等室)	熊本労働局 雇用環境・ 均等室 〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 熊本労働局雇用環境・均等室内 TEL: 096-352-3865	相 談	【制度概要】 職場での性別による差別的取扱い、妊娠・出産等を理由とする解雇その他の不利益取扱い、セクシュアルハラスメント、育児・介護休業、パワーハラスメント等男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法及び労働施策総合推進法に関するご相談を受け付けております。
			【費用】 無料
			【相談方法】 電話又は面談。面談の場合は電話予約をお勧めしています。
			【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 ※土日、祝日、年末年始は受け付けていません。 カスタマーハラスメント、就活ハラスメントに関する悩み相談は、メール・SNSにより24時間受け付けております。 【相談窓口案内】 http://harasu-soudan.mhlw.go.jp/mail-soudan
	【特長】 簡易・ 迅速・ 無料・ 秘密厳守の 紛争解決 援助サービス！	熊本労働局長 による 紛争解決の援助 令和2年6月1日から改正労働施策総合推進法が施行され、事業主のパワーハラスメント防止措置が令和4年4月1日から全面義務化されました。	【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争について、熊本労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示（助言・指導・勧告）することにより、解決を図る制度です。
		調 停 令和2年6月1日から改正労働施策総合推進法が施行され、事業主のパワーハラスメント防止措置が令和4年4月1日から全面義務化されました。	【費用】 無料 【制度概要】 職場における性別による差別的取扱いなど男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、パートタイム・有期雇用労働法、労働施策総合推進法に関わる民事上の個別労働紛争に関して、熊本労働局長から委任を受けた熊本紛争調整委員会（弁護士、社会保険労務士等の委員で構成）から選任された調停委員が、紛争解決に向けて調停を実施します。なお、相手方が不参加の意思表示を行った場合、解決の見込み及び合意が図られない場合、同手続きは、打ち切り終了となります。紛争当事者間で調停案に合意した場合には、合意された内容は、民法上の和解契約の効力をもちます。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
熊本労働局 (職業安定部)	熊本労働局 職業安定部 〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階 職業対策課 (障害者関係) TEL: 096-211-1704 需給調整事業室 (派遣関係) TEL: 096-211-1731 【熊本公共職業安定所 職業相談第三部門】 〒862-0971 熊本市中央区大江6-1-38 TEL: 096-371-8265 【熊本公共職業安定所上益城出張所】 〒861-3206 上益城郡御船町辺田見395 TEL: 096-282-0077 【八代公共職業安定所】 〒866-0853 八代市清水町1-34 TEL: 0965-31-8609 【菊池公共職業安定所】 〒861-1331 菊池市隈府771-1 TEL: 0968-24-8609 【玉名公共職業安定所】 〒865-0064 玉名市中1334-2 TEL: 0968-72-8609 【天草公共職業安定所】 〒863-0050 天草市丸尾町16-48 TEL: 0969-22-8609 【球磨公共職業安定所】 〒868-0014 人吉市下薩摩瀬町1602-1 TEL: 0966-24-8609 【宇城公共職業安定所】 〒869-0502 宇城市松橋町松橋266 TEL: 0964-32-8609 【阿蘇公共職業安定所】 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2318-3 TEL: 0967-22-8609 【水俣公共職業安定所】 〒867-0061 水俣市八幡町3-2-1 TEL: 0966-62-8609 【特長】簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の紛争解決援助 サービス!	相 談	【制度概要】 改正障害者雇用促進法に基づく、障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別や、障害者に対する合理的配慮の提供義務に関するご相談、労働者派遣法に基づく、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差等に関するご相談を受け付けております。
	【費用】 無料		
	【相談方法】 電話又は面談。面談の場合は電話予約をお勧めしています。		
	【相談日時】 月曜～金曜 8:30～17:15 土日、祝日、年末年始は受け付けていません。		
	熊本労働局長 による 紛争解決の援助	【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差等に係る紛争について、熊本労働局長が、当事者双方の意見を聴取し、双方の意見を尊重しつつ、問題解決に必要な具体策を提示(助言・指導・勧告)することにより、解決を図る制度です。	
		【費用】 無料	
調 停	【制度概要】 障害者であることを理由とする差別的取扱いや、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の提供内容、派遣労働者と派遣先の通常の労働者との不合理な待遇差等に係る紛争について、熊本労働局長から委任を受けた調停委員(弁護士や社会保険労務士などの労働問題の専門家等)が、紛争解決に向けて調停を実施します。非公開のためプライバシーは保護され、調停を申請したことを理由に事業主が不利益な取扱いをすることが禁止されています。 なお、募集・採用に関する紛争は対象となりません。		
	【費用】 無料		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
くまジョブ (熊本県しごと相談・支援センター)	<p>くまジョブ (熊本県 しごと相談・ 支援センター)</p> <p>〒860-0844 熊本市中央区水道町8-6 朝日生命熊本ビル1階 Tel:096-352-3613</p> <p>【特長】 専門の 相談員が 問題解決 のため アドバイス! 仕事帰りや 土曜日にも 相談できます (相談無料)</p>	<p>労働相談</p> <p>賃金、解雇等の労働条件や 採用や定年制などの雇用関 係、その他職場でのトラブル など、様々な労働に関する相 談 (労働者・事業者・求職者)</p>	<p>【制度概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専門の相談員が、解雇、労働条件、賃金に関する職場でのトラブル等について、中立な立場から相談に応じます。 高度で専門的な助言が必要とされる相談について、弁護士による特別労働相談を実施(月1回予約制)します。
			<p>【費用】 無料</p>
			<p>【相談方法】 来所、電話、オンライン、Eメール</p>
			<p>【相談日時】</p> <p>月曜日～金曜日 (日祝日、年末年始を除く) 9:00～19:00 (受付 18:30 まで)</p> <p>土曜日 10:00～17:00 (受付 16:30 まで)</p>
			<p>【Eメール相談】 http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/62/50026.html ↑ くまジョブ(熊本県しごと相談・支援センター)ホームページからEメール相談ができます。</p> <p>【オンライン相談】 オンライン相談を希望される場合は事前にご連絡ください。</p>

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">熊本県労働委員会</p> <p>熊本県労働委員会 〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 県庁本館3階 TEL: 096-333-2753 Fax: 096-384-1402 (ホームページ) https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/150/89.htm</p> <p>【特長】 公(公益委員) 労(労働者委員) 使(使用者委員)の 三者構成 を活かした 解決援助 サービス!</p>	<p>個別労働紛争 の あっせん</p>	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件などをめぐる紛争について、公益委員(大学教授・弁護士など)、労働者委員(労働組合役員など)使用者委員(企業経営者・使用者団体役員など)の三者構成のあっせん員が、当事者双方の主張を聞いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことによって紛争解決のお手伝いをいたします。 両当事者に寄り添った、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労働関係の改善につながる解決が可能になるケースもある点が大きな特色です。</p> <p>【申請できる方】 県内に所在する事業所に雇用されている、又は雇用されていた労働者と、県内に所在する事業所の使用者が申請できます。</p> <p>【申請方法】 所定の申請書を労働委員会事務局に提出していただきます。 申請書は、労働委員会事務局のホームページからダウンロードできます。 申請の際に、紛争の経過やあっせんを求める事項を事務局職員が確認します。まずは、お電話でお問い合わせください。</p> <p>【相談日時】 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く) 8:30～17:15</p> <p>【注意点】 「個別労働紛争のあっせん」では、事実認定や、どちらが正しいかの判断はしません。</p> <p>【費用】 無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
日本司法支援センター 熊本地方事務所 (法テラス熊本)	法テラス・サポートダイヤル Tel：0570-078374 (IP電話からは 03-6745-5600) メール https://www.houterasu.or.jp/site/soudanmadoguchi-houseido/mail-form.html	情報提供	【サービス内容】 法的トラブルを抱えた方に、問題解決に必要な法制度や相談窓口について、無料で情報を提供します。 【費用】 無料（通話料は利用者負担） 【利用方法】 電話又はメール。 【受付日時】 (月～金) 9:00～21:00、 (土) 9:00～17:00 (日曜祝日・年末年始は休業) 【注意点】 法専門家ではないオペレーターが対応しておりますので、法的判断は行っていません(法的判断が必要な場合、法律相談窓口を案内します。)。
	法テラス熊本 (日本司法支援センター 熊本地方事務所) 〒860-0844 熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3階 法テラス法律相談「WEB 予約サービス」 ↓予約二次元コード  https://www.houterasu.or.jp/site/soudan-tatekae/houterasuhourituousdanyoyaku.html 法テラストップページ > 無料法律相談・弁護士等費用の立替 > 弁護士・司法書士による無料法律相談を受けたい方へ > 法テラス法律相談予約サービス		情報提供
		民事法律扶助 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます(刑事事件は対象外)。同一問題でのご利用は3回までです(※1)。</p> <p>※1 同一問題での法律相談利用は、担当弁護士や場所が変わっても上限が(通算)3回までです。</p> </div>	【サービス内容】 経済的に余裕がない方に、①弁護士による無料法律相談、②弁護士・司法書士費用等の立替えを行います。 【費用】 ①無料(相談時間30分、回数制限あり) ②有料(法テラスに毎月定額で分割払い) 【利用方法】 ①電話または面談(事前予約制) ②法テラスによる審査で決定 【法律相談】 原則、毎週 月・火・水・金 13:00～16:00 (土日祝日、年末年始を除く) 【注意点】 以下に該当する方が対象となります。 ① 収入および資産が一定額以下であること。民事法律扶助の趣旨に適すること。 ② 収入および資産が一定額以下であること。勝訴の見込みがないとはいえないこと。民事法律扶助の趣旨に適すること。

問い合わせ先

利用できる制度

制度概要

熊本県弁護士会
法律相談センター

〒860-0844
熊本市中央区水道町9-8

法律相談

予約受付電話番号
096-325-0009
予約受付時間
月曜日～金曜日（祝日除く）
9:00～17:00

【サービス概要】

解雇、残業代等の賃金未払、労災、パワハラ・セクハラなどの職場のあらゆるトラブルについて相談をお受けします。

【費用】

労働者からの初回の相談は、無料です。

労働者からの2回目以降の相談、使用者からの相談については、30分当たり5,000円（税別）です。

【面談相談会場・相談日時】

要予約

- ・熊本法律相談センター
毎週月曜日～土曜日
10:00～12:00
13:00～16:00
- ・天草法律相談センター
毎週金曜日 13:00～16:00
- ・県南・八代法律相談センター
毎週月曜日・木曜日
13:00～16:00
- ・阿蘇法律相談センター
毎週金曜日 13:00～16:00
- ・人吉・球磨法律相談センター
毎週金曜日 13:00～16:00
- ・荒尾・玉名地区法律相談センター
毎週水曜日 13:00～16:00
- ・山鹿・菊池地区法律相談センター
毎週水曜日 13:00～16:00
- ・益城法律相談センター
毎週火曜日・金曜日
13:00～16:00

熊本県弁護士会
紛争解決センター

〒860-0844
熊本市中央区水道町9-8

【特長】

法律の専門家が
公平・中立な立場で、
示談成立のお手伝い！

Web からの申し込みも可能です。



紛争解決センター
によるあっせん

受付番号
096-325-0913
受付時間
月曜日～金曜日（祝日除く）
9:00～17:00

平成28年熊本地震、新型コロナウイルス、令和2年7月豪雨災害関連のトラブルについては、災害ADRとして申立手数料は無料です。また、和解成立手数料が減免されることがあります。

【サービス概要】

解雇、残業代等の賃金未払、労災、パワハラ・セクハラなどの職場のあらゆるトラブルについて、裁判所を使わず紛争解決を図る制度です。弁護士があっせん人として関与して、当事者双方から話を聞いて、公正・適切・柔軟な和解案を提示して、紛争の円満解決を図るものです。


【費用】

申立手数料10,000円、成立時、別途和解成立手数料（解決金額×8%～0.5%+30万円）。いずれも消費税別。

【その他】

申立てを弁護士が無料でサポートします。

費用、手続き等の詳細は、熊本県弁護士会にお問い合わせいただくか、熊本県弁護士会のホームページをご確認ください。

問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
<p style="text-align: center;">熊本県司法書士 総合相談センター</p> <p>〒862-0971 熊本市中央区大江4丁目4番34号 熊本県司法書士会館内 Tel: 096-364-2890</p>	<p>面談相談 (予約制)</p>	<p>【サービス概要】 給料不払いなどの労働問題、クレジット・サラ金等の借金返済、敷金問題、相続、不動産の売買や贈与(名義変更)、交通事故の物損、成年後見制度、クーリングオフのような消費者トラブルなどについて、司法書士が解決に向け親身になって相談をお受けします。</p> <p>【費用】 面談相談、1回5,000円(税別) 概ね1時間</p> <p>【利用方法】 予約電話番号 096-364-2890 月~金 9:00~17:00 (祝日、年末年始除く)</p> <p>【相談会場・相談日時】 熊本会場 月~金 13時~17時 宇城会場 毎月第4水曜 16時~19時 山鹿会場 毎月第1金曜 18時~21時 阿蘇会場 毎週水曜 17時~20時 玉名会場 毎月第2木曜 18時~21時 八代会場 毎月第4木曜 13時~16時 天草会場 毎月第1、第3土曜 13時~16時 人吉会場 毎月第2、第4金曜 14時~17時</p>
<p style="text-align: center;">熊本県司法書士会 調停センター</p> <p>〒862-0971 熊本市中央区大江4丁目4番34号 熊本県司法書士会館内 Tel: 096-364-2889</p> <p>【特長】 特別に トレーニングを積んだ 司法書士が 紛争解決をサポート!</p>	<p>話し合い センター くまもと</p> <p>お問い合わせ 096-364-2889</p> 	<p>【サービス概要】 申立人と相手方が、ひとつの部屋で一緒に話し合いをします。お互いの気持ちや考え方を直接伝えることによって、納得できる最高の解決案を見つけてください。調停人(司法書士)は、中立な立場で、みなさんの話し合いを精一杯サポートします。</p> <p>【費用】 申立事務手数料 10,000円 期日手数料 10,000円 合意成立手数料 20,000円(解決金額50万円未満) 30,000円(解決金額50万円以上 100万円未満) 合意成立の価格×3%に相当する額 (解決金額100万円以上) 税別</p> <p>【申込方法】 申立の際に、紛争の経過や調停を求める事項を確認しますので、来所による申請をお勧めします。まずは、お電話でお問い合わせください。</p>

熊本県司法書士会

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
日本産業カウンセラー協会九州支部熊本事務所	一般社団法人 日本産業 カウンセラー協会 ADRセンター 〒105-0004 東京都港区新橋6-17-17 御成門センタービル6階 Tel:03-3438-4568	調 停 03-3438-4568	<p>【サービス概要】</p> <p>個別労働関係紛争について、産業カウンセラーの有資格者で且つこれらの紛争解決の専門的知識、能力をもった調停者が、裁判（訴訟）によらない当事者同士での話し合いによる解決（対話促進型調停）のお手伝いをいたします。</p> <p>弁護士は同席せず、経験豊富なカウンセラーが、紛争当事者の間に入って、双方の気持、言い分をしっかりとお聴きし、相互理解を深合い、問題を解決する方法を探ります。</p> <p>【特色】 わが国で初めての、唯一の「対話促進型ADR」!</p>
			<p>【費用】</p> <p>申立手数料 27,000 円（税込）、その他2回目以降の期日手数料 6,000 円（税込）、和解成立手数料。</p>
			<p>【開催場所・日時】</p> <p>協会本部（東京）、東京支部、中部支部（名古屋）、関西支部（大阪）</p> <p>月曜日～金曜日 9:00～17:00</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要
熊本県 社会保険労務士会	〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目 30-1 扇寿ビル5階 TEL: 096-324-1365 Fax 096-324-1208	総合労働相談 事前予約電話番号 096 - 324-1365	【サービス内容】 賃金の不払い、パワハラ、退職勧奨など労働問題全般の相談をやさしい手続きで公平・迅速にご指導・助言します。
	【費用】 無料		
熊本県社会保険労務士会	社労士会労働紛争 解決センター熊本 〒860-0041 熊本市中央区細工町4丁目 30-1 扇寿ビル5階 TEL : 096-324-1124 Fax : 096-324-1208 【特長】 労働関係諸法令の 専門家としての 強みを発揮！	労働紛争解決 センター による あっせん TEL 096-324-1124 平日 9:00~17:00 (土日祝日除く) 	【制度概要】 主に、労働関係諸法令の専門家である特定社会保険労務士（あっせん委員）が、職場のトラブル（解雇、賃金問題等）の当事者（労働者・経営者）双方の言い分を交互に聴きながら、話し合いによって、簡易、迅速、安価に円満解決を図ります。 気軽に利用でき、迅速に解決でき、円満に解決でき、低廉に解決できる制度です。 尚、特定社会保険労務士が単独で代理できる紛争目的価額の上限は120万円です。
	【費用】 申立て費用は無料です。 解決センターで和解が成立した場合、1件あたり手続費用として、解決金の2%（消費税含む）が必要です。		

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>熊本地方裁判所 〒860-8513 熊本市中央区京町1丁目13番11号 Tel: 096-241-8946 平日8:30~17:00 (手続案内受付: 8:30~16:00)</p> <p>各支部及び各簡易裁判所</p> <p>【熊本地方裁判所玉名支部・玉名簡易裁判所】 〒865-0051 玉名市繁根木54-8 Tel: 0968-72-3037</p> <p>【熊本地方裁判所山鹿支部・山鹿簡易裁判所】 〒861-0501 山鹿市山鹿280 Tel: 0968-44-5141</p> <p>【熊本地方裁判所阿蘇支部・阿蘇簡易裁判所】 〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地 2476-1 Tel: 0967-22-0063</p> <p>【熊本地方裁判所八代支部・八代簡易裁判所】 〒866-8585 八代市西松江城町1-41 Tel: 0965-32-2175</p> <p>【熊本地方裁判所人吉支部・人吉簡易裁判所】 〒868-0056 人吉市寺町1 Tel: 0966-23-4855</p> <p>【熊本地方裁判所天草支部・天草簡易裁判所】 〒863-8585 天草市諏訪町16-24 Tel: 0969-23-2004</p> <p>【熊本簡易裁判所】 〒860-8531 熊本市中央区京町1-13-11 Tel: 096-325-2194</p> <p>【宇城簡易裁判所】 〒869-3205 宇城市三角町波多438-18 Tel: 0964-52-2149</p> <p>【荒尾簡易裁判所】 〒864-0041 荒尾市荒尾1588 Tel: 0968-63-0164</p> <p>【高森簡易裁判所】 〒869-1602 阿蘇郡高森町高森1385-6 Tel: 0967-62-0069</p> <p>【御船簡易裁判所】 〒861-3206 上益城郡御船町辺田見 1250-1 Tel: 096-282-0055</p> <p>【水俣簡易裁判所】 〒867-0041 水俣市天神町1-1-1 Tel: 0966-62-2307</p> <p>【牛深簡易裁判所】 〒863-1901 天草市牛深町2061-17 Tel: 0969-72-2540</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。訴訟手続と比べて申立てや手続が簡易で、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされるわけではありませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 原則として1回の審理で終わることから、比較的単純な事案の解決に有用な手続であり、手続を利用する場合には、事前に証拠等を準備する必要がありますが、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（熊本県内は、地方裁判所本庁のみ） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 訴訟手続と同様に権利関係を明らかにした上で進める手続であるため事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があります。したがって、法律の専門家である弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。訴訟手続の途中で双方の合意ができれば、和解により終了することもあります。
	<p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額によって異なります。</p> <p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。 裁判所ホームページに手続説明や申立書書式を掲載しています。</p>	